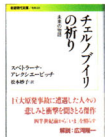


産禅洞だより

■ 岐阜環境医学研究所・産禅洞診療所
 ● 呼吸器疾患・禁煙治療・漢方相談
 診 察 日：月曜・木曜・金曜
 受付時間：9:00～12:00
 〒502-0017 岐阜市長長尾878-16
 IP Tel:058-295-9545
 FAX:058-296-3903
 E-mail:zazendoh@ccn.aitai.ne.jp
 http://zazendoh.town-web.net/
第140号 2015.11.1.
 毎月1回発行 産禅洞診療所 松井英介



「孤独な人間の声」

松井英介

こんなに衝撃的な文章を読んだことはありませんでした。お腹に赤ちゃんを宿した23歳の女性と原発作業員の物語です。こう書いても何も伝わってこないと思いますので、時間を見つけて、静かな環境で、実際にその文章に触れていただきたいのです。彼女が体験し感じたことを、彼女はどのように語り、作家は文章にしたのかを。それは、「チェルノブイリの祈り」の冒頭に登場する「孤独な人間の声」という作品です。

2015年10月20日時事ドットコム http://www.jiji.com/jc/c?g=soc_30&k=2015102000451 は、「**原発事故後の被ばく、労災初認定＝福島第1元作業員＝白血病発症で・厚労省**」の見出しで、次のような記事を掲載しました。

東京電力福島第1原発の事故対応に従事した後、白血病を発症した元作業員の40代男性について、富岡労働基準監督署（福島県いわき市）は20日、「被ばくと疾病の因果関係が否定できない」として労災と認定した。福島第1の事故後の作業で、白血病を含むがんが労災認定されたのは初めて。厚生労働省によると、男性は2012年10月～13年12月、福島第1原発で原子炉建屋の覆いを設置する工事などに従事。同原発での被ばく線量は15.7ミリシーベルトだった。

男性は他にも複数の原発で働き、累積被ばく線量は約1年半で19.8ミリシーベルトに上るという。体調不良から医療機関を訪れたところ、白血病と診断されたため労災申請していた。国は1971年、放射線被ばくによる白血病の労災認定について基準を策定。被ばく線量が年5ミリシーベルトを超え、作業開始から1年以上が経過して発症した場合、ウイルス感染など他の原因がなければ認定するとした。

厚労省は今年13日、専門家を集めた検討会を開き、被ばくと白血病の因果関係が否定できないとの見解で一致。「労災認定するのが相当」との報告書をまとめたという。男性は通院治療を続けており、医療費の全額と休業補償が支給される。

福島第1原発の事故前には、各地の原発で勤務した作業員13人が白血病を含む「がん」で労災認定されている。福島第1の事故対応では8件の申請があり、うち3件の不支給が決定。取り下げられた1件を除く4件が調査中だった。（2015/10/20-18:31）

私たちがこうしている今も、危険な原発事故現場で働いている方がいます。

ここでは、白血病の労災認定基準、被ばく線量年5ミリシーベルトに注目しましょう。関東圏の一般生活環境でもこれより高いところがあります。そして、思い出しましょう。原発作業員の方がその制に力を発揮した「チェルノブイリ法」は、**被ばく線量年5ミリシーベルトを「移住義務ゾーン」、年1ミリシーベルトを「移住権利ゾーン」**基準値と定めたことを。決して他人ごとではありません。